

# 大間事案等を踏まえた 太平洋クロマグロの 管理のあり方について

水産庁

# 1. 太平洋クロマグロの生態・分布について

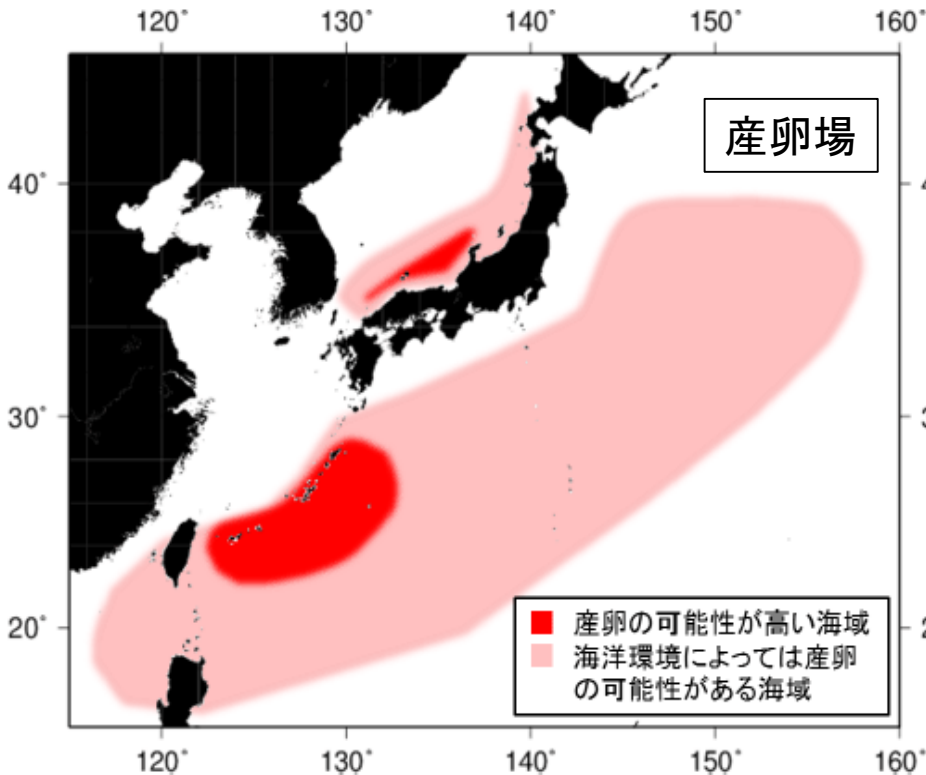


クロマグロ

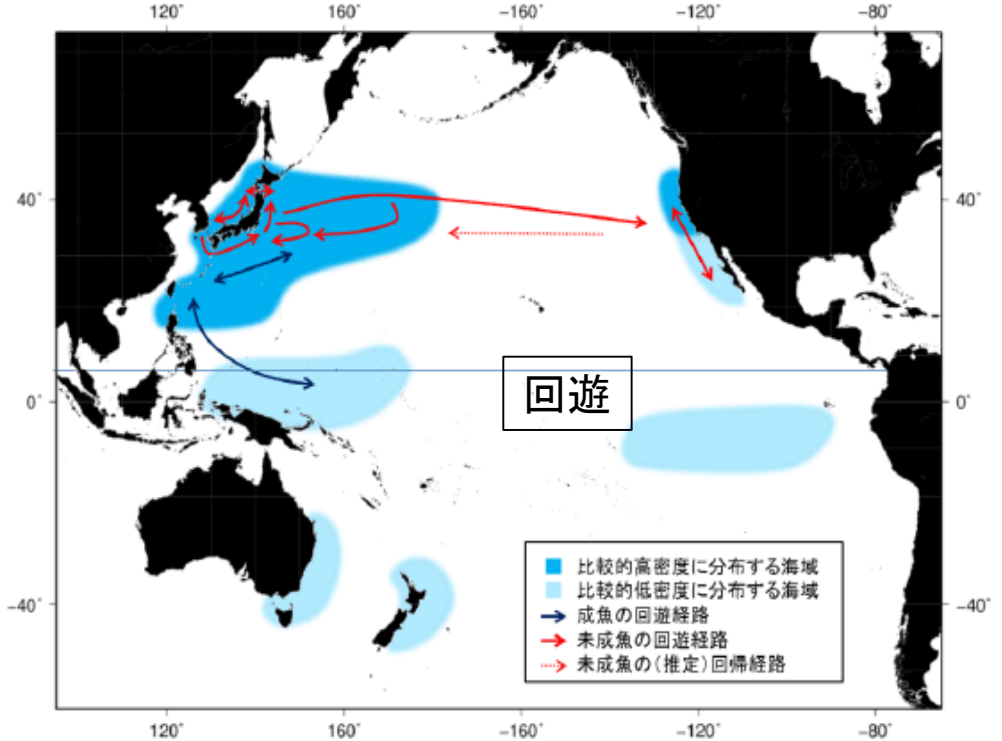
資料: 日本かつお・まぐろ漁業協同組合

クロマグロ (太平洋クロマグロ / 大西洋クロマグロ):

太平洋、地中海を含む大西洋の主として北半球に分布(太平洋と大西洋で別種)。本マグロとも呼ばれ、マグロ類の中でも最高級品とされる。インド洋には分布しない。主に刺身に利用。



産卵期: 日本南方～台湾東沖 4～7月  
日本海 7～8月



資料: ISCクロマグロ資源評価レポート(2022年)

## 2 太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況

漁獲量 (トン)

50,000

40,000

30,000

20,000

10,000

0

1952

1955

1958

1961

1964

1967

1970

1973

1976

1979

1982

1985

1988

1991

1994

1997

2000

2003

2006

2009

2012

2015

2018

国別漁獲量

2021年  
全漁獲 14,964トン  
うち日本 8,529トン

- メキシコ
- 米国
- 台湾
- 韓国
- 日本

50,000

40,000

30,000

20,000

10,000

0

1952

1955

1958

1961

1964

1967

1970

1973

1976

1979

1982

1985

1988

1991

1994

1997

2000

2003

2006

2009

2012

2015

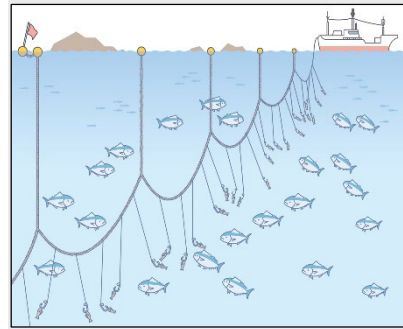
2018

漁法別漁獲量

- その他
- 定置網
- 一本釣
- 曳き縄
- はえ縄
- まき網

資料：ISC22レポート (2022年)

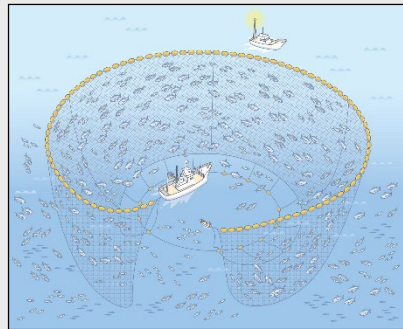
### 3. 太平洋クロマグロを漁獲する漁業の種類



#### 近海・沿岸まぐろ はえ縄

長い幹縄に釣り針が1本ついた枝縄が何本もぶら下がっており、一尾ずつ漁獲、処理される。

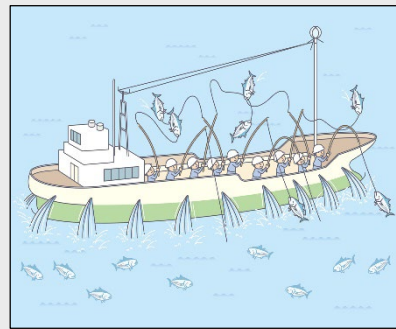
約740隻



#### まき網

魚群を取り囲むように網を落として設置し、網を閉じて袋状にして、まとめて船上に取り込まれる。

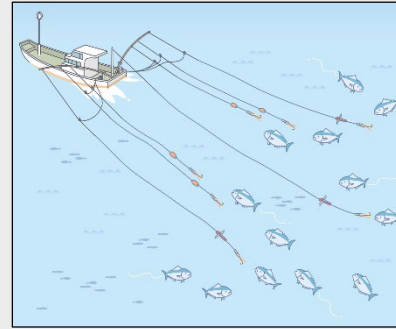
約50隻



#### 竿釣り

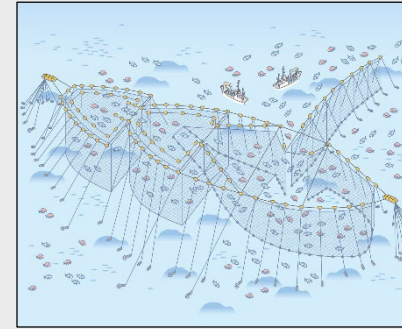
釣竿を持った漁師が大勢乗り込み、魚群を見つけて船を寄せ、次々と釣り上げる。

約17,400隻



#### 曳き縄釣り

船を航行させて、疑似針等を曳きながら、海面に水しぶきを立てて魚を誘ったり、一定の水深に沈めたりなどして、かかった魚を釣る。

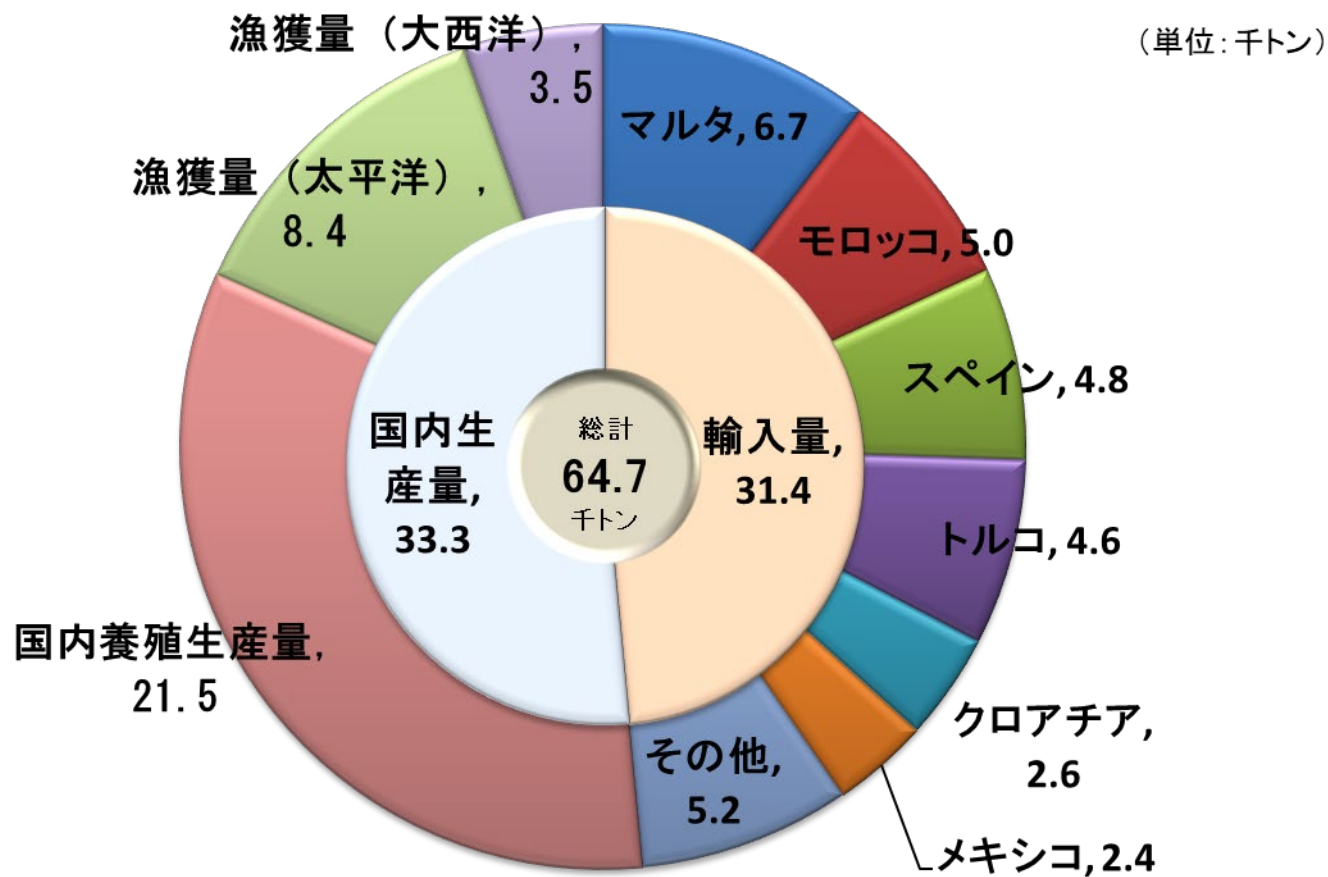


#### 定置網

海の中に岸と直角に網を張り、魚が網に突き当たると網に沿って泳ぎ、その先に設置した、袋状の網に入った魚を漁獲する。

約1,800ヶ統

## 4 我が国へのクロマグロ供給量(推計)(2021年)



資料:ISC(暫定値)、農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び財務省「貿易統計」に基づく推計

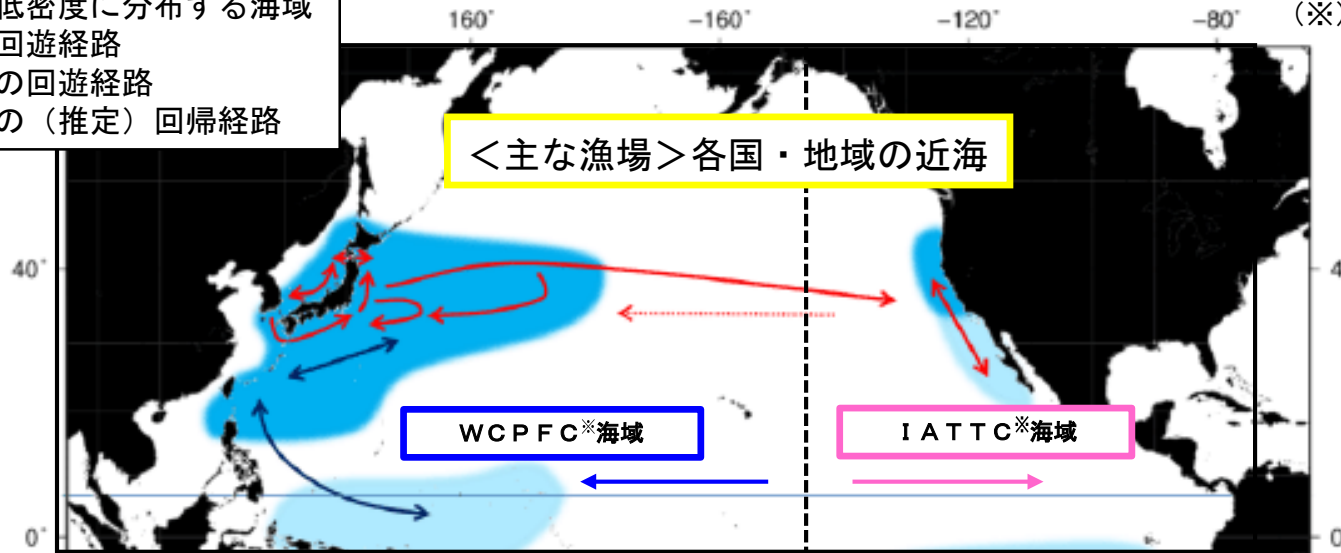
注:大西洋クロマグロの漁獲量は水産庁調べ(「8月~翌7月」)

注:魚種別(太平洋、大西洋)の輸入量は国名から推定

# 5 太平洋クロマグロの国際的な資源管理の状況

- 日本を含む中西部太平洋の太平洋クロマグロの漁獲枠はWCPFCで決定。

- 比較的高密度に分布する海域
- 比較的低密度に分布する海域
- 成魚の回遊経路
- 未成魚の回遊経路
- 未成魚の(推定)回帰経路



(※) WCPFC: 中西部太平洋まぐろ類委員会  
IATTC: 全米熱帯まぐろ類委員会

資料:  
ISCクロマグロ資源評価レポート  
(2022年)を基に水産庁作成

## WCPFC及びIATTCで決定された措置

### WCPFC

- 小型魚 (30キロ未満) : 2015年から漁獲量を2002-04年平均水準から半減  
(日本: 8,015トン→4,007トン)
- 大型魚 (30キロ以上) : 2017年から漁獲量を2002-04年平均水準に制限  
(日本: 4,882トン)
- 2022年から漁獲量を2002-04年平均水準の115%に制限  
(日本: 5,614トン)

現在の日本の漁獲枠: 小型4,007トン、大型5,614トン

### IATTC

- 商業漁業について、2012年から漁獲上限を設定。
- 2015年以降、2年間の漁獲上限を6,600トンに制限
- 2021~2022年(2年間)の漁獲上限は7,295トン
- 2023~2024年(2年間)の漁獲上限は7,990トン

## WCPFC及びIATTCで決定された目標

### ① 暫定回復目標

「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させる」

### ② 次期回復目標 (親魚資源量を歴史的中間値まで回復させた後の目標)

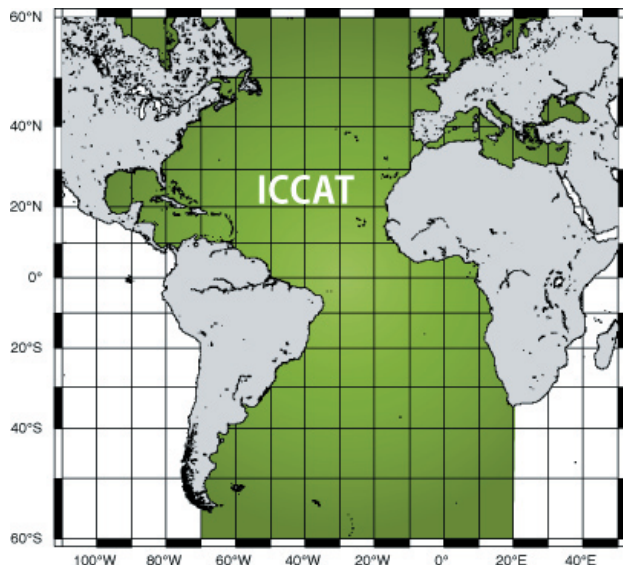
「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%まで回復させる」



# 6 大西洋クロマグロの資源管理の状況

- 大西洋くろまぐろについては、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) が管理。
- 我が国遠洋まぐろはえ縄漁船46隻が大西洋クロマグロを漁獲(※2022年実績)

## ICCAT条約海域



遠洋まぐろはえ縄漁船

## 資源管理措置

### 漁獲規制

小型魚 (30キロ未満) : 採捕禁止

大型魚 (30キロ以上) : 漁獲量規制

【東大西洋水域】 TAC : 40,570トン (うち我が国3,114トン)

【西大西洋水域】 TAC : 2,726トン (うち我が国664.52トン)

### 資源管理の目標

親魚資源量を最大持続生産量 (MSY) を達成する水準以上の値とし、かつ、漁獲圧力をMSYを達成する水準以下の値とする。

### 漁獲シナリオ

2052年 (令和34年) に、少なくとも60%以上の確率で資源管理の目標を達成するよう漁獲圧力を決定する。

# 7 大西洋クロマグロの我が国漁船の管理制度

- 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の勧告等に基づき管理。
- 漁船毎の漁獲割当て、タグ付けによる個体番号表示、毎日の漁獲報告、陸揚げ検査、漁獲証明等により漁獲～陸揚げまでの動きをモニタリング。

漁獲



陸揚

● 漁船上で全ての大西洋クロマグロにタグ付けし、漁船番号・個体番号を表示

● 漁船から水産庁に毎日の漁獲報告

	AREA/Position at Noon						DATE(dd/mm/yy)			Time of starting setting the gear 投機開始時刻	TAG No. タグ番号	WEIGHT(kg) 重量(kg)			
	(WA/EA/MED)/(Lat-Long) 海域(西/東/地中海)/正午位置(緯度経度)						日	月	年						
(例)	EA	59	*	45	'N	19	*	11	'W	30	10	18	14:00	0000-18-0001	200
1			*		'N		*		'W						
2			*		'N		*		'W						
3			*		'N		*		'W						
4			*		'N		*		'W						
5			*		'N		*		'W						

漁獲報告の様式

● 指定陸揚港(国内10港)での水揚げ

● 全ての大西洋クロマグロの陸揚げに水産庁検査官が立会・検査(魚種、数量、重量等の確認)

1. ICCAT BLUEFIN TUNA CATCH DOCUMENT (BCD)					No.:	1/1
2. CATCH INFORMATION						
VESSEL / TRAP INFORMATION						
NAME OF THE CATCHING VESSEL / TRAP	Flag/CPC	ICCAT RECORD No	INDIVIDUAL QUOTA	CATCH		
CATCH DESCRIPTION						
DATE(dd/mm/yy)	AREA	GEAR	Longline			
No. of FISH	TOTAL WEIGHT(kg)	AVG. WEIGHT(kg)				
ICCAT RECORD No. of Joint Fishing Operation						
TAGS Numbers (if applicable)						

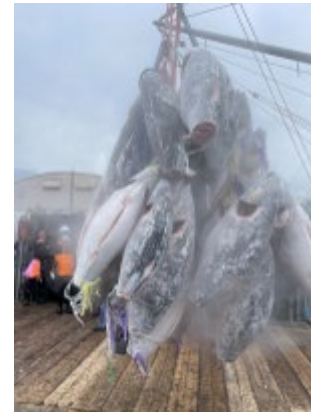
漁獲証明書の様式



魚体へのタグ付け



大西洋クロマグロのタグ(信号符号等を記載)



大西洋クロマグロの陸揚げ検査(清水港)



## 8 太平洋クロマグロの国内の資源管理について（経緯）

### 国際規制の国内遵守体制

2015年1月	1. 国際合意に基づく自主的管理	WCPFCにおける保存管理措置に基づき、小型魚の自主的な数量管理を導入（第1管理期間の開始）
2017年4月	2. 法律に基づく管理への移行	第2管理期間における漁獲量超過を踏まえ、資源管理法施行令（政令）を一部改正し、「くろまぐろ」を追加
2018年1月	3. TAC導入	小型魚、大型魚ともに資源管理法に基づく数量管理を開始 沖合漁業（大臣管理漁業）：平成30年1月から 沿岸漁業（知事管理漁業）：平成30年7月から
2020年12月	4. 漁業法に基づく管理への移行	改正漁業法の施行に伴い、資源管理法が廃止
2021年1月	5. 漁業法に基づく管理の開始	小型魚、大型魚ともに漁業法に基づく数量管理を開始 沖合漁業（大臣管理区分）：令和3年1月から 沿岸漁業（都道府県）：令和3年4月から
2022年1月	6. 船別漁獲割当て（IQ）による管理の開始	大中型まき網漁業及び近海はえ縄漁業において、船舶ごとに数量を割り当てるIQ管理を開始

## 9 太平洋クロマグロのTAC制度の仕組み（漁業法）

1

### 資源管理基本方針の策定

- ・国は、資源評価結果を踏まえて、資源管理基本方針を策定する。
- ・資源管理基本方針には、資源管理目標や、管理の手法等を記載。

・法第11条

2

### 都道府県資源管理方針の策定

- ・都道府県では、国の資源管理基本方針に即して、漁業種類ごとの資源管理目標や管理の手法等を定めた「都道府県資源管理方針」を策定。
- ・都道府県資源管理方針の策定には大臣の承認が必要。

・法第14条

3

### 漁獲可能量の設定

- ・国は、大臣管理区分、都道府県ごとに配分する漁獲可能量を設定。

・法第15条

4

### 漁獲量等の報告

- ・漁業者が、農林水産大臣又は都道府県知事へ漁獲量を報告。
- ・報告期限は、陸揚げした日の翌月10日まで（漁獲の積み上がりに応じ、迅速に報告）。

・法第30条

5

### 目的採捕の停止等

- ・漁獲可能量を超過しないようにするため、農林水産大臣又は都道府県知事は、必要に応じ助言、指導、勧告をすることができる。
- ・漁獲量が漁獲可能量を超過または超過のおそれ大きい場合、農林水産大臣または都道府県知事は、必要に応じ、採捕の停止その他必要な命令をすることができる。

・法第32条

・法第33条

# 10 漁獲可能量の国内配分

- 漁獲可能量は、関係漁業者や有識者を委員とする水産政策審議会でとりまとめた「配分の考え方」に従い、沿岸漁業に配慮しながら配分。
- 年によって各地域への来遊状況は異なり、配分量の消化状況にバラツキが出ることから、都道府県間等での融通を促進し、我が国漁獲枠の有効活用を図る。

## 小型魚

	単位:トン	
	令和4管理年度当初	令和5管理年度当初
我が国漁獲枠	4,007.0	4,007.0
振り替え後	3,577.1	3,565.0
大臣管理区分	1,269.0	1,269.0
大中型まき網漁業	1,200.0	1,200.0
かじき等流し網漁業等	44.0	44.0
かつお・まぐろ漁業	25.0	25.0
都道府県	2,083.5	2,092.0
留保	224.6	204.0
合計	3,577.1	3,565.0

## 大型魚

	単位:トン	
	令和4管理年度当初	令和5管理年度当初
我が国漁獲枠	5,614.0	5,614.0
振り替え後	6,231.9	6,244.0
大臣管理区分	4,391.8	4,419.2
大中型まき網漁業	3,629.3	3,629.3
かじき等流し網漁業等	21.6	21.6
かつお・まぐろ漁業	740.9	768.3
都道府県	1,740.0	1,740.0
留保	100.1	84.8
合計	6,231.9	6,244.0

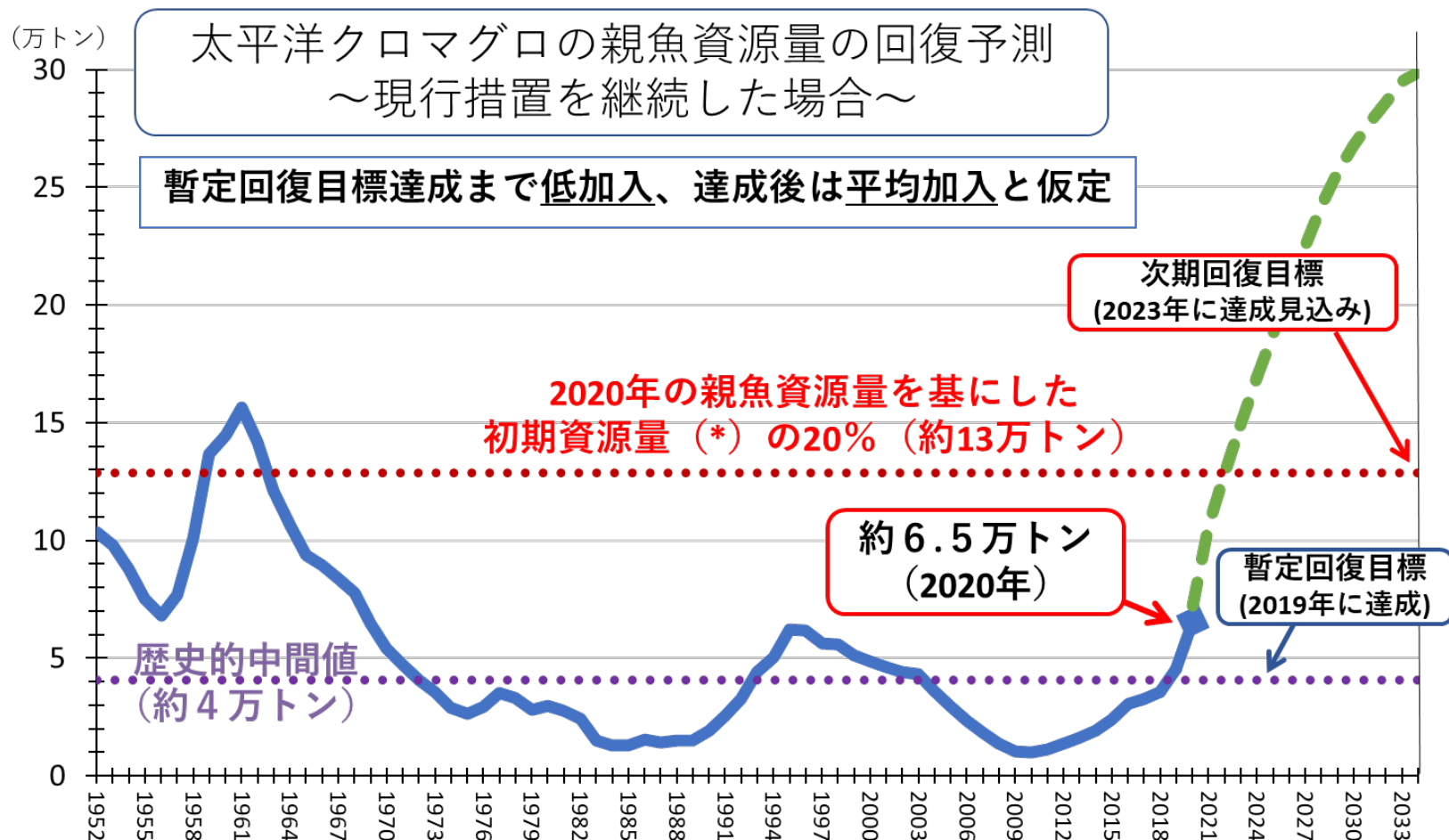
管理区分間での融通を促進



# 11 資源管理の効果

●資源管理の結果、資源は回復基調。最新の資源評価によれば、次期回復目標を2023年にも達成する可能性。

## ○最新の資源評価（将来予測）



(\*) 初期資源量：資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということの意味するものではない。

## ○資源量の増加

	2002-04平均	2010	2015	2020
総資源量	69,618	36,969	59,220	156,517
産卵資源量	40,977	9,761	23,640	65,464
その他	28,641	27,208	35,580	91,053

資料：ISC22レポート（2022年）

●2021年のWCPFC年次会合で、2022年以降の大型魚の増枠が決定。

### 2022年以降

小型魚：変更なし

全体 4,725トン

うち日本 4,007トン

大型魚：15%増

全体 6,591トン ⇒ 7,609トン (+1,018トン)

うち日本 4,882トン ⇒ 5,614トン (+732トン)



## 1 2 大間事案の概要①（昨年までの動き）

- ① 2021年8月 青森県大間からのクロマグロが安値で大量に流通しており、漁獲未報告が疑われるとの通報が水産庁にあり、青森県へ事実確認等を依頼。
- ② 2022年8月 青森県は調査の結果、令和3管理年度（令和3年4月～令和4年3月）に55.7トン（大型魚54.9トン、小型魚0.8トン）の未報告漁獲があったとして、水産庁へ漁獲実績の追加を報告。
- ③ 2022年11月 報告を踏まえ、水産庁は青森県の大型魚の漁獲枠（約490トン）の超過分等16トン进行令和4管理年度の同県漁獲枠から差引き。

## 1 2 大間事案の概要②（今年に入ってからの動き）

- ① 2月7日 青森県警は、漁業法違反で産地仲買2社の社長を逮捕したと発表（未報告の疑いのある数量は合計約98トン）。3月7日までに社長らと共謀した漁業者22名と水産関連会社1社を書類送検。
- ② 3月10日 青森地検は産地仲買2社の社長2名を起訴、漁業者22名と水産関連会社1社を略式起訴することを決定。起訴された未報告数量は合計約74トン。
- ③ 同月中に、漁業者22名と水産関連会社1社に対し、罰金10～20万円の略式命令が出された。
- ④ 4月21日 青森県警主催の青森県、水産庁、県漁連、青森海上保安部の合同会議を開催し、関係機関で情報共有。水産庁からも、青森県に対して、過去の漁獲報告分を含め徹底して調査し、報告すること等を改めて要請。
- ⑤ 5月9日 起訴された者の初公判

## 1 3 国の対応の検討状況

大間事案等を踏まえ現在実施している主要な港等の  
現場確認から判明した現状の主な問題点

- ① 通常の陸揚げ時間や陸揚げ場所以外で陸揚げする場合なども含め、TAC報告を裏付ける陸揚げの状況を確認する手段が不十分。
- ② 取引の単位が個体毎の場合、その取引伝票と漁獲枠管理のため漁獲量(総量)を報告させるTAC報告内容との照合が困難で、行政による事後の個体毎の採捕の適法性の迅速な確認が困難。
- ③ 流通段階において、取引関係者による取扱物の採捕の適法性を確認する手段は口頭に限られ、流通が複雑になるほど、裏付けも困難。



今後、以上の問題点も踏まえながら、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る  
監視や制度のあり方も含め、再発防止や管理の強化を検討していく。